

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工事番号・名称 第 号
工事
- 2 工 事 の 場 所
着 工 令和 年 月 日
- 3 工 期
完 成 令和 年 月 日
- 4 工事を施工しない日 特記仕様書のとおり
工事を施工しない時間帯
- 5 工事請負代金の額 金 円 也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円 也
- 6 契 約 保 証 金
- 7 特 記 事 項

- 第 1 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。
- 第 2 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特 約 条 項

- 第 1 約款第 38 条第 1 項ただし書きの表中、請負代金の額 2, 000 万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は 3 回（中間前金払をする場合は 2 回）とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島県郡山市麓山一丁目1番1号
氏名 福島県
福島県県中建設事務所長（ 氏名 ） 印

受注者 住所
氏名
印